

※ 本資料は2021年8月25日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

2021年8月25日



新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」第6回労働環境ワーキンググループ

Ver. 12

転用・転載不可



名古屋出入国在留管理局

在留支援担当

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらに掲載しています

(法務省ホームページ) →



- ★ 前回からの変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3
 - ◆ 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否
 - ◆ 在留資格認定証明書の有効期限に係る特例
- ★ 【参考】 ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人等への対応について・・・・・・ 4
- 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～11
 - ◆ 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく上陸拒否 (New)
 - ◆ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて
 - ◆ 出国前検査証明に関する留意点
 - ◆ 国際的な人の往来に向けた段階的措置
 - ◆ オリンピック関係者の入国に係る取扱いについて (参考)
- 2. 在留期限までに出国できない方に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～14
 - ◆ 出国ができない場合の特例
 - ◆ 帰国困難者の資格外活動許可 (アルバイト) について
- 3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置・・・・・・・・・・ 15
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により再入国ができない永住者の方に対する特例
- 4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～18
 - ◆ 在留資格認定証明書の有効期限に係る特例 (New)
 - ◆ 再入国許可による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例
 - ◆ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について
- 5. 在留カードの代理受領に係る措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ◆ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例

※ 本資料は2021年8月25日現在の情報に基づいて作成しており、情勢の変化により、取扱いが変更になる可能性があるため、ご留意願います。

- 6. 留学生に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～21
 - ◆ 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合
 - ◆ 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合
- 7. 技能実習生に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22～23
 - ◆ 技能実習生に関する特例
- 8. 解雇等された技能実習生などに対する在留資格変更の特例措置・・・・・・・・・・24～25
 - ◆ 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）（New）
- 9. 解雇等された就労資格者（技能実習を除く）への特例措置・・・・・・・・・・・・26～28
 - ◆ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例，在留資格変更に関する特例
 - ◆ 在留資格変更に関する特例
- 10. その他参考事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29～34
 - ◆ 出入国在留管理庁ホームページ一覧
 - ◆ 相談窓口の御案内，名古屋出入国在留管理局在留支援担当への問い合わせ先
 - ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について（参考資料）－上陸拒否の対象地域リスト－（New）

※ 本資料は2021年8月25日現在の情報に基づいて作成しており，情勢の変化により，取扱いが変更になる可能性があるため，ご留意願います。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について①

上記の外国人は、出入国管理及び難民認定法（「入管法」）第5条第1項第14号に該当する外国人として、**特段の事情がない限り**、上陸を拒否することとしています。

「**特段の事情**」があるとして**入国・再入国を許可する具体例**については、出入国在留管理庁のホームページにおいて公表しているところ、以下のとおり変更されました。

変更後(新)	変更前(旧)
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国（注） ◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者（上陸の申請日前14日以内にP.2記載の6か国に滞在歴がある者を除く。） ◆ 日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国 ◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者 ◆ 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者 ◆ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じておりその補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要がある者 ◆ 「医療」の在留資格を取得する者で医療体制の充実・強化に資する者 ◆ 入国目的に公益性が認められる者 （個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断） ※ 例えば <ul style="list-style-type: none"> ● 東京オリンピック・パラリンピックの出場者及び大会関係者 ● ワクチン開発の技術者 等 ◆ その他人道上の配慮の必要性がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国 ◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者 ◆ 日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国 ◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者 ◆ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じておりその補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要がある者 ◆ 「医療」の在留資格を取得する者で、医療体制の充実・強化に資する者 ◆ 上記のほか、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情が認められるもの

※（注）については、次のページに記載します。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について②

再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国については、原則として「特段の事情」があるとして、日本への再入国が許可されているところ、新型コロナウイルス感染症の変異株（B.1.617系統の変異株、デルタ株等）の流行に伴い、令和3年5月14日以降、以下の国・地域（令和3年8月13日現在：6か国）については、再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国であっても、上陸を拒否することになりましたので、留意願います。

国・地域	再入国拒否の措置開始日	措置内容
インド パキスタン ※ ₁ ネパール	2021年5月14日	原則：入国不可 例外：本年5月13日までに日本を出国した方のうち、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する方及びこれらの在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子は入国可
モルディブ バングラデシュ	2021年5月20日	原則：入国不可 例外：本年5月19日までに日本を出国した方のうち、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する方及びこれらの在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子は入国可
スリランカ	2021年5月21日	原則：入国不可 例外：本年5月20日までに日本を出国した方のうち、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する方及びこれらの在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子は入国可
アフガニスタン	2021年6月3日	原則：入国不可 例外：本年6月2日までに日本を出国した方のうち、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する方及びこれらの在留資格を有しない日本人・永住者の配偶者又は日本人・永住者の子は入国可

※₁ 2021年8月13日からパキスタンからの入国に対する水際対策が緩和され、これまで再入国を拒否する対象としていた上陸申請日前14日以内に同国に滞在歴がある再入国者について、再入国を認めることになりました。

在留資格認定証明書の有効期限に係る特例

今般、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続に影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置**を講じることとします。

※ なお、下記の新たな取扱い以降、認定証明書の有効期間の更なる延長は行いませんが、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2019年10月1日~12月31日 → 2021年4月30日まで (これまでの取扱いと同じ) 作成日が2020年1月1日~2021年1月30日 → 2021年7月31日まで 作成日が2021年1月31日~ → 作成日から「6か月」有効 	④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2020年1月1日~2021年7月31日 → 2022年1月31日まで 作成日が2021年8月1日~2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 ※ 査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出願います。

概要

- **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化している。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生し、デモに参加していない住民に対する暴力等も報告されており、**情勢は不透明で直ちに好転する兆しが見られない。**

⇒ **ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人については、緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。**また、**難民認定申請者については、審査を迅速に行い、難民該当性が認められる場合には適切に難民認定し、難民該当性が認められない場合でも、上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。**

付与される在留資格及び期間

・現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

・自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者

※失踪した技能実習生、自主退職した元就労資格者及び除籍・退学した留学生など。



「特定活動（6か月・就労可）」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。



「特定活動（1年・就労可）」

※ 特定産業分野（介護・農業等の14分野）で就労可。
※ 本国情勢が改善しない場合は、6月の範囲で更新可。

特定技能の業務に必要な技能を身につけたい者



「特定活動(6か月・週28時間以内の就労可)」

※ 本国情勢が改善しない場合は、更新可。

P24～P25の「雇用維持支援」の対象となりました。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.5~11)

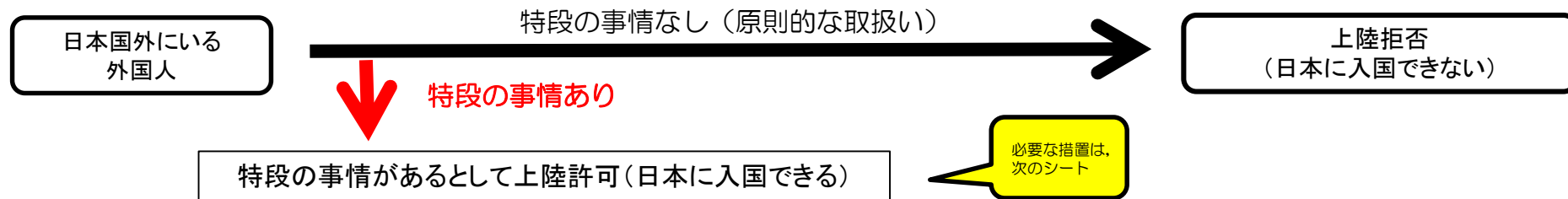
出入国管理及び難民認定法第5条1項第14号に基づく上陸拒否

※ 特別永住者の方については、この措置により上陸が拒否されることはありません。

上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象国・地域に滞在歴のある外国人

上記の外国人は、出入国管理及び難民認定法（「入管法」）第5条第1項第14号に該当する外国人として、**特段の事情がない限り**、上陸を拒否することとしています。

また、対象国・地域以外からの入国について、日本への入国に当たっては、在外公館で発給された査証が必要となるところ、現在全世界を対象に、査証の効力停止及び査証の発給制限が行われているため、日本に入国することができない状況となっています。ただし、「特段の事情」と同様の事情がある者については、在外公館において査証が発給される可能性があるため、日本に入国できる余地があります。査証の発給については、現地の在外公館にお問い合わせください。



- (注) については、P.2のとおり。
- ◆ 再入国許可 (みなし再入国を含む) による再入国 (注)
 - ◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者 (上陸の申請日前14日以内にP.2記載の6か国に滞在歴がある者を除く。)
 - ◆ 日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
 - ◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者
 - ◆ 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者
 - ◆ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じておりその補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要がある者
 - ◆ 「医療」の在留資格を取得する者で医療体制の充実・強化に資する者
 - ◆ 入国目的に公益性が認められる者 (個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断)
 - ※ 例えば、東京オリンピック・パラリンピックの出場者及び大会関係者及びワクチン開発の技術者など
 - ◆ その他人道上的配慮の必要性がある場合

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.5~11)

特段の事情があると認められる者		必要な措置1	必要な措置2
再入国	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 再入国許可（みなし再入国を含む）による再入国（注） <p>（注）については、P.2のとおり。</p>	<p>「再入国関連書類提出確認書」・「受理書」の取得</p>	
新規入国	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020年8月31日までに対象地域に出国した者で、再入国許可の有効期限が満了し、その期間内に再入国することができなかった者（上陸の申請日前14日以内にP.2記載の6か国に滞在歴がある者を除く。） ◆ 日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国 ◆ 定住者の配偶者又は子で、日本に家族が滞在しており、家族が分離された状態にある者 ◆ 「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者 ◆ 「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じておりその補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要がある者 ◆ 「医療」の在留資格を取得する者で医療体制の充実・強化に資する者 ◆ 入国目的に公益性が認められる者 （個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断） <p>※ 例えば、東京オリンピック・パラリンピックの出場者及び大会関係者及びワクチン開発の技術者など</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ その他人道上の配慮の必要性がある場合 	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p>2020年11月1日から取得する必要がなくなりました。</p> </div> <p>地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書の交付を受けるとともに、入国目的に応じて、滞在先の国・地域の日本国大使館・領事館において査証の発給を受ける。</p>	<p>《全ての国・地域》医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID19（新型コロナウイルス）に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明（出国前検査証明）を取得する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（二国間）に沿って上陸申請する者【ビジネストラック・レジデンス・学生・家族滞在・短期滞在・長期滞在・特別永住者】 <p>✓ 感染状況が落ち着いている上陸拒否の対象必要な人材等の出入国を、出国前検査証明等追加的な防疫措置を条件に試行的に再開する</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にある者（「外交」又は「公用」の在留資格を取得する者を除く。「短期滞在」の在留資格を取得する者については短期間の商用を目的として査証を受けた者に限る。） <p>✓ 2020年10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、留学や家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することになりました。</p> <p>✓ 新型コロナウイルス変異株流行国・地域からに在留歴がある者については、当面の間、日本への上陸が拒否されます。</p>	<p>「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」 ⇒ 詳細は外務省ホームページを参照 www.mofa.go.jp/mofai/ca/cp/page22_003381.html</p> <p>2021年1月21日～停止中 (緊急事態宣言解除後も継続)</p> <p>入国目的に応じて、地方出入国在留管理局において在留資格認定証明書の交付を受けるとともに、滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館において査証の発給を受ける。 ※査証申請時に、本邦にある受入企業・団体が作成した「誓約書」の提出が求められます。 ⇒ 詳細は外務省ホームページを参照 https://www.mofa.go.jp/mofai/ca/fna/page22_003381.html</p>	

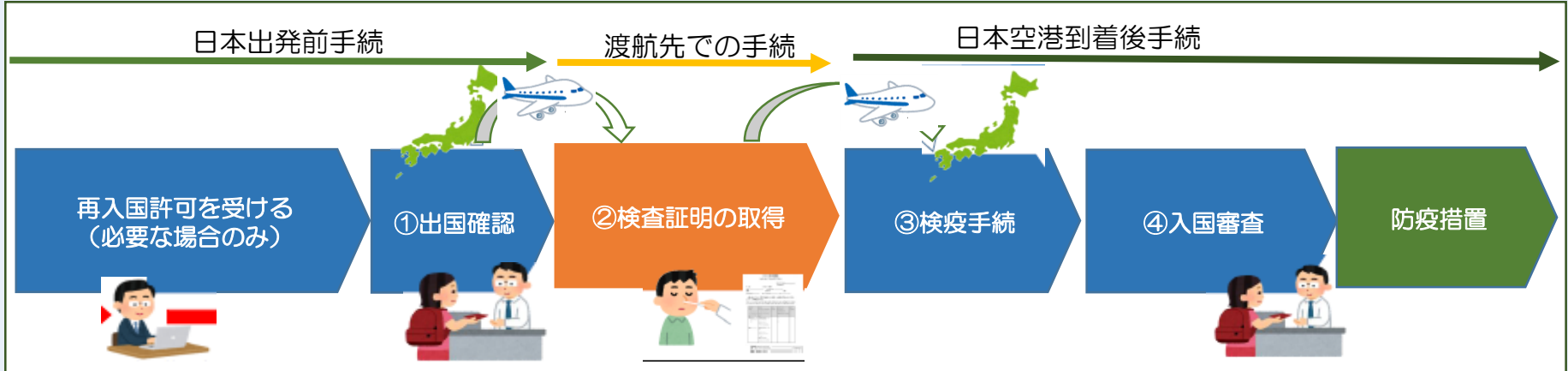
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.5~11)

2020年11月1日以降の再入国手続の流れ

2021年1月13日~停止中。
上陸拒否地域かどうかは関係なくすべての国・地域が対象です。

➤ 2020年11月1日以降の再入国出国手続の流れについて

日本に住む外国人が、再入国許可（みなし再入国を含む）を使って日本を出国して、~~上陸拒否地域から~~日本に戻ってくる時の手続の流れは次のとおりです。



必要に応じて地方出入国在留管理局で再入国許可を受けます。

【再入国許可が必要な人の例】

- ・在留カードがない人
- ・出国から1年以上日本に戻らない可能性がある人

など

空港の入管で、パスポート、在留カードを提示して出国の手続をします。

滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID 19(新型コロナウイルス)に関する検査を受けて「陰性」であることを証明する検査証明(出国前検査証明)を取得してください。

到着空港の検疫所において、新型コロナウイルス感染症の検査を受けてください。

※検査結果が出るまで、原則空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機します。

検疫後の入国審査において、入国審査官に、出国前検査証明を提出してください。

※検査証明を所持していない場合には、入国を拒否されることがあります。

14日間の

- ・自宅等での待機
- ・滞在場所までの公共交通機関の不使用

などの行動制限があります。



検疫手続、防疫措置などについては、厚生労働省のホームページ等で最新の情報を確認してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.5~11)

出国前検査証明に関する留意点

➤ 出国前検査証明に関する留意点

出国前検査の形式について

出国前検査は、原則として、**所定のフォーマット**を使用します。
所定のフォーマットに、現地医療機関が記入し、医師が署名又は押印します。
任意の様式を使用する場合は、**所定のフォーマットと同内容が記載されているものを準備**する必要があります。



※ 出国前検査証明は、紙で提出します。電子データで保有している場合は、事前に必ず印刷をする必要があります。

出国前検査証明を取得する必要がない場合

次に当てはまる人は、出国前検査証明を取得する必要はありません。

2020年11月1日から、再入国許可をもって上陸拒否の対象地域に指定されている国・地域に出国した者であって、必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもののうち、渡航先での滞在期間が7日以内（渡航先での隔離要請期間を除く）の者。

※ 出国前検査証明を提出できない者は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。出発国において搭乗前に所持していない者は航空機への搭乗を拒否されます。出国前検査証明の取得が困難かつ真にやむを得ない事情がある場合には、出発地の在外公館に相談してください。

2021年1月13日～停止中。
出国前検査証明が必要です。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.5~11)

国際的な人の往来に向けた段階的措置

本取扱いの詳細は、外務省のHPを確認願います。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html



▶ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、ビジネス上必要な人材等の出入国について、例外的な枠を設置し、現行の水際措置（注1）を維持した上で、追加的な防疫措置（注2）を条件とする仕組みを試行しています。概要は次のとおりです。

（注1）空港での新型コロナウイルス感染症の検査（入国拒否対象国・地域からの渡航者）、14日間の公共交通機関不使用及び自宅等（検疫所長が指定する場所）待機

（注2）入国前の検査証明、入国後14日間の滞在場所、移動先を限定した形でビジネス活動を望む場合には、さらに「本邦活動計画書」（滞在場所、移動先を限定した形でビジネス活動を望む場合には、さらに）

**2021年1月21日～両トラック停止中
（緊急事態宣言解除後も継続）**

	ビジネストラック	レジデンストラック
利用可能な枠組み	「本邦活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる。主に短期出張者用。	「ビジネストラック」とは異なり、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機が維持される。主に長期滞在者用。
対象国・地域 (11月30日現在) ※—順次拡大予定	【上陸拒否対象地域】 — 【非上陸拒否対象地域】 シンガポール、韓国、ベトナム、中国（香港とマカオを除く）	【上陸拒否対象地域】 マレーシア、ミャンマー 【非上陸拒否対象地域】 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、台湾、シンガポール、韓国、ブルネイ、中国（香港とマカオを除く）
対象者	1. 短期滞在以外の全ての在留資格又は短期商用査証により本邦に入国する者（詳細については、対象国・地域ごとに調整する。） 2. 日本又は当該対象国・地域に居住する者（当該対象国・地域の国籍保有者だけでなく、第三国国籍の方を含む。）であって、日本と対象国・地域との間の航空便（直行便の他、経由する国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域しないことを条件に経由便も可。）を利用する者 ※ 防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件とし、入国者数は限定的な範囲に留めることになっています。 ※ 手続に必要な添付書面は、外務省のHPや各国の在京大使館及び各国に所在する日本大使館等のホームページ等を参照してください。 ※ 10月1日から、ビジネス上必要な人材等に加え、留学や家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することになりました。	

次のシート
に続きます

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.5~11)

国際的な人の往来に向けた段階的措置 つづき

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関するお問い合わせ先

<p>本邦入国のための査証関連の手続、前ページの各国・地域との間の措置の運用の詳細に関する問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション（ビザ申請に関する相談） Tel 0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語「1」を選んだ後、「5」を押す。 一部のIP電話からは⇒03-5363-3013 • 訪日外国人査証センター（ビザ・インフォメーション）（海外における入国申請に関する相談） 【PDF】 https://www.ica.go.jp/ • 外務省 南部アジア部（インドネシア、フィリピン、オーストラリア、ミャンマー） Tel 03-3580-3311（内線5845） • 外務省 南部アジア部 南東アジア第二課（シンガポール、マレーシア、ブルネイ） Tel 03-3580-3311（内線5845） • 外務省 アジア太平洋州局 中国・モンゴル第一課（中国、台湾） Tel 03-3580-3311（内線3915, 3902） • 外務省 アジア太平洋州局 北東アジア第一課（韓国） Tel 03-3580-3311（内線4612）
<p>各種防疫措置に関する問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 14日間待機、公共交通機関不使用、接触アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存、民間医療保険の加入についての問い合わせ 厚生労働省の電話相談窓口 Tel 0120-565653 • 上記以外の防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査等）に関する問い合わせ 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室 Tel 03-5253-1111（内線2468）
<p>企業からの一般的な相談の問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般的な相談（防疫措置や手続の詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く） 経済産業省 水際対策担当 Tel 03-3501-1511（内線2944）（受付時間9：30～18：15）
<p>航空便についての問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国土交通省 航空局 危機管理室 Tel 03-5253-8700

2021年1月21日～両トラック停止中
(緊急事態宣言解除後も継続)

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について (P.5~11)

オリンピック関係者の入国に係る取扱いについて (参考)

「アスリート用東京オリパラ準備トラック」(通称アスリートトラック)

東京オリンピックの開催に伴う大会関係者(日本人選手・外国人選手、選手の随行しコンディション調整等に不可欠な者及び大会関係者)の入国については、必要な防疫措置を講じることを条件に、「特段の事情」に当たるものとして、上陸拒否の例外とするとともに、14日間の自宅待機や公共交通機関の不使用を緩和しています。

出国

- 出国前(72時間以内)に検査を受診し「陰性」の検査証明を取得の上、入国時に提出すること。
- 入国前14日間検温の上、新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合は渡航を中止すること。

入国

- 入国拒否対象国・地域から入国する場合、到着空港において検査を行うこと。

入国後14日間

- (1) 健康管理
 - アプリによる健康状態の報告等
 - 陽性判明時に陽性登録を行うため、接触確認アプリを利用
 - 陽性者が判明した場合、遡って行動を確認するため、地図アプリで位置情報保存
- (2) 行動管理
 - 入国後14日間の行動範囲は、食事を含め用務先と宿泊場所の往復のみに限定
 - 基本的な感染予防(マスクの着用、手洗い消毒、ソーシャルディスタンスの確保)
- (3) 移動手段
 - 公共交通機関を利用せず、専門車での移動が原則
 - 競技会場が遠距離にある場合など航空機や新幹線等の利用がやむを得ない場合に限定的に使用
- (4) 実効性担保
 - 受入責任者による管理
 - 誓約書、本邦活動計画書の事前提出
 - 誓約に違反した場合の措置 等
- (5) その他
 - 大会主催者等は、感染症に関する専門家等の意見を踏まえて作成したガイドライン等を遵守した上で大会や大会前後の交流活動を実施することとし、全参加者はこれに従う 等

● 入国時における取扱い

日本に入国する際に必要な査証について、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの国・地域において査証免除の効力停止及び査証の発給が停止されているところ、大会組織委員から発行されたオリンピックID兼アクレディテーションカード及びパラリンピックID兼アクレディテーションカード(以下「アクレディテーションカード」という。)を所持する大会関係者の入国については、入国時に有効な旅券に併せてアクレディテーションカードを提示することにより、査証免除の取扱い(令和3年4月23日から同年10月5日まで)を行い、入国を可能としている。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置(P.12~14)

➤ 出国ができない場合の特例

本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱いについての資料（翻訳版あり：英語、中国、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ネパール語）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>（日本語）



原則的な取扱い①

原則：現在の在留資格に応じて、在留資格「特定活動」などを許可します。

- 1 在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方
 ⇒ 就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・就労可〔週28時間以内のアルバイト可〕又は就労不可）」を許可します。

- ※ 2020年10月19日から教育機関の卒業の時期や卒業したかどうかを問わない取扱いに変わりました。
- ※ 本特例により、「特定活動」への在留資格の変更を希望する方で、在留資格「家族滞在」をもって在留している又は在留していた配偶者及び子がいる場合は、これらの方についても同時に「特定活動」への在留資格変更許可申請を行ってください。
- ※ 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、教育機関に在籍している間でなくとも1週につき28時間の範囲内で資格外活動を認めます。

2 以下(1)~(3)の在留資格で在留中の方のうち、就労を希望する方

- (1) 「技能実習」又は「特定活動（外国人建設就労者（32号）、外国人造船就労者（35号）」で在留中の方
 ⇒ 「特定活動（6月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

- ※ 従前と同一の業務に従事する場合は対象ですが、従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7その他」を除く。）」で就労することも可能です。

移行対象職種・作業一覧はこちら ⇒ <https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200717-5.pdf>



予定されていた技能実習を修了した技能実習生のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により帰国が困難と認められる方も、2020年9月7日から本措置だけでなく、特定活動「雇用継続支援」の対象になりました。

次ページ
に続きます

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置(P.12~14)

原則的な取扱い②

(2) 上記2(1)以外の「特定活動」で在留中の方

① インターンシップ(9号)及び製造業外国従業員(42号)で在留中の方

⇒ 「特定活動(6月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

② サマージョブ(12号)

⇒ 「特定活動(3月・就労可)」への在留資格変更を許可します。

※ 従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。(2020年10月12日から他の機関で従前と同一の業務をする場合も対象とする取扱いとなりました。)

③ EPA看護師候補者・EPA介護福祉士候補者(16号, 17号, 20号, 21号, 27号及び28号)及びワーキング・ホリデー(5号及び5号の2)で在留中の方

⇒ 在留期間の更新を許可します(在留期間は原則として「6月」とします。)

※ EPA看護師・介護福祉士候補者等の場合、現在の受入れ機関及び受入れ施設において、これまで従事した業務と同種の業務に限ります。
※ ワーキング・ホリデーの場合、帰国困難者として「短期滞在」の在留資格に変更した方で、滞在中の生活費を補うことを目的として改めてワーキング・ホリデーに係る活動を希望する場合、ワーキング・ホリデー(5号及び5号の2)への在留資格変更が可能です。
※ 上記2(1)及び(2)については、2020年5月21日以前に、帰国が困難となったことに伴い「短期滞在(90日)」を許可されて在留中の元技能実習生等が就労を希望する場合も、対象になります。

3 その他の中長期在留者として在留中の方又は在留していた方のうち、就労を希望しない方

⇒ 「特定活動(6月・就労不可)」を許可します。

4 「短期滞在」で在留中の方(観光客の方など「短期滞在」で入国した方)

⇒ 「短期滞在(90日)」を許可します。

- 前記1から4までについて、帰国できない事情が継続している場合は、更新を受けることが可能です。
- 「特定活動(6月)」を更新するための申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請を行った場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性があります。
- 前記3と4について、日本での生計維持が難しい場合は、資格外活動(週28時間以内のアルバイト)を許可します。次のページを参照

例外的な取扱い

前記の1から4まで以外の在留資格を希望する方(「特定活動(出国準備期間)」, 失踪技能実習生, 難民認定申請者等)について、在留資格の変更又は在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある場合は、3月以下の在留期間を決定することがあります。

2. 在留期限までに出国できない方に対する措置(P.12~14)

➤ 帰国困難者の資格外活動許可（アルバイト）について

帰国困難者が就労（アルバイト）を希望する場合の資料
 （翻訳：英語，中国語，韓国語，インドネシア語，
 ベトナム語，タガログ語，ポルトガル語，スペイン語，
 ネパール語，モンゴル語）



<http://www.moi.go.jp/isa/content/001334300.pdf>（日本語）

2020年12月1日から，新型コロナウイルスの影響で，本国や居住地に帰国することができず，日本での生計維持が困難な外国人に対して，**週28時間以内の就労（アルバイト）**を認めることにしました。対象者や手続は次のとおりです。

対象者の要件

- ① 現在の在留資格で働くことができないこと（前ページの3や4の方など「特定活動（帰国困難・就労不可）」「短期滞在」，「特定活動（出国準備）」，失踪技能実習生，自主退職した元就労資格者を含む。）
- ② 帰国が困難であること
- ③ 日本にいる親族や，所属機関からの支援が見込まれない場合など，帰国するまでの生計維持が困難であること

手続方法

上記の要件に該当し，週28時間以内のアルバイトを希望する場合は，地方出入国在留管理局に資格外活動許可申請をして，許可を受けます。

申請するときの必要書類

- パスポートと在留カード（在留カードは交付を受けている人のみ）
- 資格外活動許可申請書
（申請書はこちら➡<http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html>）
- 帰国が困難であることについて，合理的な理由があることを確認できるもの（※）
- 理由書（サンプルはこちら➡<http://www.moi.go.jp/isa/content/001334282.doc>）
（※）直近の在留資格変更許可申請等で，提出している場合は，再度提出していただく必要はありません。



理由書



申請書

申請場所

- 住んでいる地域を担当する地方出入国在留管理局（空港を除く支局，出張所を含む）

その他

- 手数料はかかりません。

3. 再入国許可の有効期限内に再入国できなかった永住者の方に対する措置(P.15)

内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内（※）に日本へ再入国することが困難な「永住者」について、入国が可能となった後に、**上陸特別許可により「永住者」を許可する。**

※ 在外公館において再入国許可の有効期間の延長が可能な場合の延長後の許可期間を含む。

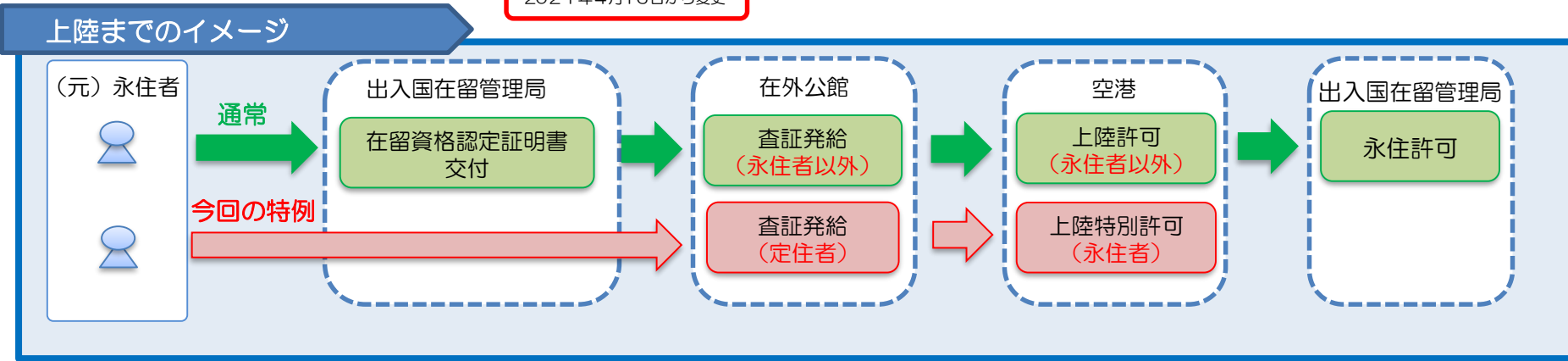
対象者

「永住者」のうち、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間の満了日が、2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日の**6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までの方。**

2021年4月16日から変更

手続方法

入国制限が解除された日の**6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日まで**に、滞在先の日本国大使館・領事館（在外公館）に「定住者」の査証申請を行ってください。
査証が発給されたら、日本への入国時に、日本の空港で「永住者」として新たに入国するための手続を行います。



再入国許可の有効期間内に日本への再入国が困難な永住者の方についての資料
 （翻訳版あり：英語，中国（簡・繁），韓国語，インドネシア語，ベトナム語，タガログ語，
 ボルトガル語，スペイン語，ネパール語）
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930006015.pdf> （日本語）



4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置(P.16~18)

在留資格認定証明書の有効期限に係る特例

今般、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が入国手続に影響を及ぼしていることに鑑み、下記のとおり、**認定証明書の有効期間の更なる延長措置**を講じることとします。

※ なお、下記の新たな取扱い以降、認定証明書の有効期間の更なる延長は行いませんが、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば、速やかに新たな認定証明書を交付することとします

これまでの取扱い	新たな取扱い
①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格	①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格
②対象地域 全ての国・地域	②対象地域 全ての国・地域
③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降に作成されたもの	③対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降に作成されたもの
④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2019年10月1日～12月31日 → 2021年4月30日まで（これまでの取扱いと同じ） 作成日が2020年1月1日～2021年1月30日 → 2021年7月31日まで 作成日が2021年1月31日～ → 作成日から「6か月」有効 	④有効とみなす期間 <ul style="list-style-type: none"> 作成日が2020年1月1日～2021年7月31日 → 2022年1月31日まで 作成日が2021年8月1日～2022年1月31日 → 作成日から「6か月間」有効
⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合	⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容とおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合 ※ 査証申請より3か月経過した場合には、改めて上記文書を提出願います。

4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置(P.16~18)

➤ 再入国許可（みなし再入国含む）による出国中に在留期限を経過した方及び在留資格認定証明書の有効期限が経過した方に対する特例

本邦に入国を予定している方に係る取扱いの資料（翻訳版あり：英語、中国、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、ネパール語）<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005850.pdf>



下記①及び②のとおり、在留資格認定証明書交付申請の提出書類を簡素化します。また、通常よりも迅速に審査します。

	①再入国出国中に在留期限が経過した方	②在留資格認定証明書の有効期限が経過した方
対象	<p>再入国出国前から、活動内容や身分関係に変更がない方が対象です。</p> <p>次のいずれにも当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 再入国許可による入国期限が2020年1月1日以降の方 滞在する国・地域が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限が解除された日から6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までに再入国許可による入国期限が満了する方 <p>※ 在留期限の満了日まで1か月未満の方で、期限内に再入国の目処が立たない方も対象です。</p>	<p>前回の申請内容から変更がない方が対象です。</p> <p>2019年10月1日以降から2021年1月29日までの間に作成された在留資格認定証明書を交付されている方</p> <p>※ 作成日が2019年10月1日から12月31日までは2021年4月30日まで有効、また、作成日が2020年1月1日から2021年1月30日までは2021年7月31日まで有効、さらに、作成日が2021年1月31日以降は「6か月」有効とみなしています。これらの有効期限を経過する方が対象です。</p> <p>※ 入国予定日において、在留資格認定証明書の有効期限が経過することが見込まれる方も対象です。</p>
必要書類	<p>・申請書</p> <p>※在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。</p> <p>※「高度専門職2号」で在留していた方については、従前の活動に応じ「高度専門職1号」（イ、ロ、ハのいずれか）を申請してください。（入国時に日本の空港で「高度専門職2号」として新たに入国するための手続きをします。</p> <p>・受入機関等が作成した理由書</p> <p>※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等用の理由書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">左記以外の在留資格用</div> </div> <p>・従前の在留カードの写し</p> <p>※ 券面の情報が確認可能なものであれば、写真画像やFAXでも可。提出ができない場合は、その理由を記載した説明書（様式自由）を提出願います。</p>	<p>・申請書</p> <p>※ 在留資格に応じた「在留資格認定証明書交付申請書」を御利用願います。</p> <p>・受入機関等が作成した理由書</p> <p>※ 理由書の参考様式を参照の上、作成願います</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等用の理由書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">左記以外の在留資格用</div> </div> <p>・交付済みの在留資格認定証明書（原本）</p> <p>※ 提出ができない場合は、その理由を記載した説明書（様式自由）を提出願います。</p>

○ 申請人が滞在する国・地域が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る入国制限を解除された日から6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までに申請を行った方が対象です。処理期間は、いずれも2週間が目安です。

○ ①の場合は前回許可、②の場合は前回の在留資格認定証明書交付時から身分関係等に変更があった場合などは、必要に応じ、その他の立証資料の提出を求められることがあります。ただし、この場合、審査に時間がかかる場合もあります。

○ 在留資格「永住者」と「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定される方は、在留資格認定証明書交付申請の対象外です。

この場合、在外公館での査証申請を行います。また、他の在留資格を希望される方であって、本邦に申請代理人となる方がいない場合も、在外公館での査証申請になります。

4. 在留資格認定証明書交付申請に係る措置(P.16~18)

➤ 在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について

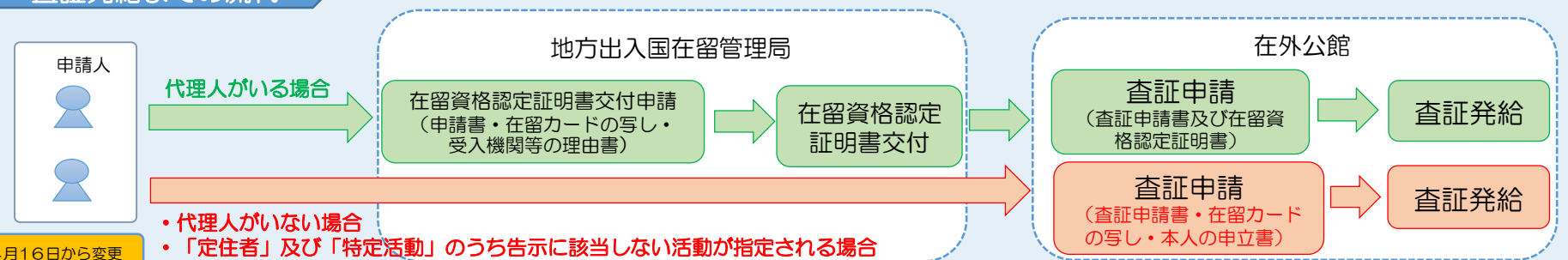
在留資格認定証明書交付申請の代理人がない場合等の入国手続について
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930006066.pdf>



概要

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難な中長期在留者について、本邦に在留資格認定証明書交付申請の代理人がいる場合は、地方出入国在留管理局において、申請書、受入機関等の理由書、在留カードの写しのみで申請を受け付けているところ、本邦に申請代理人がない場合については、在外公館において、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
- ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者についても、同様に、原則として申請書、在留カードの写し及び本人の申立書のみで査証申請を受け付けます。
（※）①②いずれも、必要に応じて他の立証資料を求める場合があります。

査証発給までの流れ



2021年4月16日から変更

対象者

○みなし再入国許可（再入国許可を含む。）の有効期間の満了日が2020年1月1日から滞在先の国・地域が入国制限を解除された日（注）の6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日までの期間であって、次のいずれかに該当する方

- ① 本邦に申請代理人がない元中長期在留者
 - ② 在留資格認定証明書交付申請の対象とならない在留資格（「定住者」及び「特定活動」のうち告示に該当しない活動が指定されるもの）の者
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することができなかった方が対象

査証申請期限

滞在先の国・地域が入国制限を解除された日（注）の6か月後6か月以降で当庁が別途指定する日まで

2021年4月16日から変更

（注）「入国制限を解除された日」とは、滞在中の国・地域に係る上陸拒否及び既に発給された査証の効力停止のいずれも解除された日を言います。各国・地域の入国制限措置解除日の一覧表はこちら
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005848.pdf>



5. 在留カードの代理受領に係る措置(P.19)

➤ 在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を行った後、再入国出国した方に対する特例

内容

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認める**こととし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。

代理受領する際の持ち物

- 通知書（入管から送付された通知はがき）
- 委任状（FAXや写しでも可）
- 通知書に記載された収入印紙
- 委任を受けた方の身分証明書

※ 通知書がない場合は、申請人のパスポートのコピー又は在留カードのコピーを持参してください。

※ 委任状の様式は、以下のWEBサイトを御活用ください。

（日本語）<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005350.doc>

（英語）<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005351.doc>



(日本語)



(English)

在留諸申請中に再入国許可により出国した方に関する資料
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005850.pdf>



6. 留学生に対する対応(P.20~21)

➤ 教育機関において引き続き教育を受ける場合又は教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことができます。

- ⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新できます。
- ⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留ですが、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

教育を受ける活動を行わず帰国が困難な場合

在留資格「留学」で在留中の方又は帰国が困難となったことに伴い「留学」から「短期滞在」への在留資格変更許可を受けて在留中の方は、就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・就労可又は就労不可）」を許可します。

- ⇒ 帰国できない事情が継続している場合には、在留期間更新許可を受けることができます。
更新申請は、在留期限のおおむね1か月前から受け付けます。1か月より前に申請した場合、審査結果が出るまで長期間お待たせする可能性があります。

※ 詳しくは、P.11を確認してください。

2020年1月1日以降2021年3月末までに教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

- ⇒卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

6. 留学生に対する対応(P.20~21)

- 卒業後の就職が決まっている場合又は卒業後の就職が決まっておらず就職活動を行うことを希望する場合

卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更ができます。

卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合

在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことができます。
(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)

- ⇒ 通常、卒業から1年間就職活動を行うことができますが、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き就職活動を行う場合は、これを超えて更新できます。
- ⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について

<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005235.pdf>



継続就職活動中又は内定待機中の方の在留期間の更新について

<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005182.pdf>



7. 技能実習生に対する対応(P.22~23)

➤ 技能実習生に関する特例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた技能実習生の
在留諸申請の取扱いについての資料（翻訳版あり：やさしい日本語）
<http://www.moi.go.jp/isa/content/930005054.pdf>



内容

1 本国への帰国が困難な方
就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・就労可又は就労不可）」への在留資格変更が可能です。 ← 詳しくは、12ページを確認してください。

2 技能検定等の受検ができないために次の段階の技能実習へ移行できない方
受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

3 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）
一定の条件を満たすことにより、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」
への在留資格変更が可能です。 ← 詳しくは、24~25ページを確認してください。

（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（2020年9月7日追加）

以下については、技能実習2号を修了される方への案内です。

※ 移行の準備が整っている方は「特定技能1号」への変更が可能です。
変更手続きについては、こちらを参照してください。



http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

4 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方
移行準備の間、「特定活動（4月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

- ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています。
- ※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります。
- ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です。

5 「技能実習3号」への移行を希望される方
優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」
への在留資格変更が可能です。

※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。

http://www.moi.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

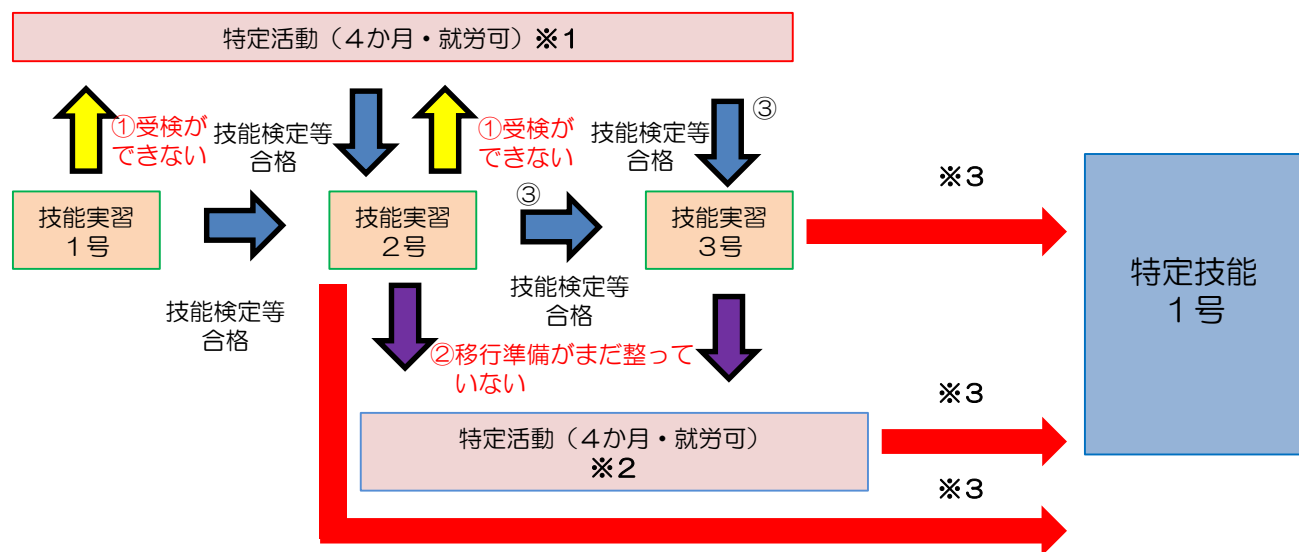


本特例のまとめは
次ページ

7. 技能実習生に対する対応(P.22~23)

まとめ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となる。
- ※2 受入れ機関において、特定技能外国人として同在留資格への資格変更を予定している等の要件を満たす場合に対象となる。
- ※3 技能実習2号を良好に修了した外国人は、同一の分野・業務区分に係る特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除される。

（上記図以外の場合）

○本国への帰国が困難な方

就労の希望の有無に応じて、「特定活動（6月・就労可又は就労不可）」への在留資格変更が可能です。

○実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（※）（新たな実習先が見つからない場合）

一定条件を満たすことにより、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

（※）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。（20/9/7追加）

8. 解雇等された技能実習生などに対する対応(P.24~25)

- 自己の責めに帰すべき事由によらずに活動することができなくなった方（経営状態の悪化等）に対する特例（雇用維持支援）

概要

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生及び特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可します。

対象者

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ機関又は受入れ予定機関の経営状況の悪化等（倒産、人員整理等）により、**自己の責めに帰すべき事由によらずに当該機関において活動することができなくなった外国人** 次のような方など
 - ①技能実習生、特定技能外国人
 - ②就労資格（「技術・人文知識・国際業務」「技能」等）で就労していた外国人
 - ③教育機関における所定の課程を修了した留学生
- 2 **予定された技能実習を修了した技能実習生のうち**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限等を受けて、**帰国便の確保や本国国内の居住地への帰宅が困難となった外国人**（2020年9月7日付けで新たに対象としました。）
- 3 **ミャンマーにおける情勢不安を理由に**本邦への在留を希望するミャンマー人（ミャンマーに常居所を有する外国人を含む。）

適用期間

当面の間

（措置を終了する場合には別途お知らせします。）

在留期間

雇用契約期間を下回らない範囲で、「4月」から「1年」までのいずれかの最短の在留期間（1月単位）

次ページ
に続きます

8. 解雇等された技能実習生などに対する対応(P.24~25)

要件

- ア 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - イ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。)
 - ウ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - エ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - オ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと 等
- ※ 詳細については、以下のWEBページを参照してください。
http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html



マッチング支援（雇用を維持するための支援）

転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。
 ※ 特定技能外国人は、非自発的離職時の転職支援を先に受ける必要があります。



9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応(P.26~28)

➤ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例

在留期限が到来する場合は次ページ

在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例

以下の要件に該当する方は、**現に有する在留資格のまま在留が認められます。**

- (1) 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
- (2) 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
- (3) 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

また、上記の要件に該当する場合は、生活費を賄う目的の**資格外活動許可申請も可能（週28時間を限度とする包括的な資格外活動許可）**です。

資格外活動許可申請を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。資格外活動期間は、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方（就労資格者）についての資料
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005727.pdf>



9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応(P.26~28)

➤ 在留資格及び資格外活動許可申請に係る特例、在留資格変更に関する特例

本特例のまとめは
次ページ

在留資格変更に関する特例

前ページの状態のまま在留期限を迎える方については、**就職活動を目的とする（又は待機者のための）「特定活動（6月）」への在留資格の変更が認められます。**

在留資格の変更を行う場合は、雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。

また、**資格外活動の許可を受けることも可能**です。資格外活動期間については、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響が継続している場合は、**在留期間の更新（6か月）が可能（資格外活動の許可を受けることも可能）**です。

※ 在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能です。この場合、原則として在留期間は「1年」が決定されます。

※ 短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合は、現に有する在留資格による在留期間の更新はできません。ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合は、就職活動のための特定活動（6月）への在留資格の変更は可能（資格外活動の許可も可能）です。

留意事項

1. 就職活動又は待機期間による「特定活動」で在留する方が、復職等することとなった場合は、速やかに在留資格の変更許可申請を行ってください。
2. 待機期間中又は勤務短縮期間中の方が資格外活動許可申請を行う場合は、受入れ機関から資格外活動を行うことについての同意を得てください（同意を得ていることを申請時に申し出てください。）。
3. 上記取扱いは技能実習生の方を除きます。

9. 解雇等された就労資格者（技能実習生除く。）への対応(P.26~28)

在留資格変更に関する特例（まとめ）

解雇・雇止め



就職活動のための**特定活動（6月）へ在留資格変更**

資格外活動許可
可能

待機



雇用先から待機期間が1か月を超えない旨の説明がある場合
【復職確認後】**現に有する在留資格により在留期間更新**

資格外活動許可
—



待機期間が1か月を超える又は不確定な場合
待機者のための特定活動へ在留資格変更

資格外活動許可
可能
（雇用先からの同意があれば）

勤務短縮



短縮後の勤務時間が待機時間を上回る場合
現に有する在留資格により在留期間更新

資格外活動許可
可能
（雇用先からの同意があれば）



短縮後の勤務時間が待機時間を下回り、当該機関が概ね1か月以内に改善の見込みがない場合
現に有する在留資格により在留期間更新不可

資格外活動許可
可能
（特定活動であれば）

※ **ただし、他社への転職のための就職活動を希望する場合**
就職活動のための特定活動（6月）へ在留資格変更

10. その他参考事項(P29~34)

在留支援・相談窓口「FRAT」(2021年6月1日開設)

名古屋出入国在留管理局では、在留支援のための相談窓口

「“**F**oreign **R**esidents **A**ssistance **T**eam”」(ふらっと)
かいせつ
 を開設しました。



○ 場所

名古屋市港区正保町5丁目18番
 名古屋出入国在留管理局1階
 在留総合インフォメーションセンター内
 (あおなみ線「名古屋競馬場前」徒歩1分)

○ 相談日時(★予約制)

月曜日～金曜日 8:30～16:00
 ※ 12:00～13:00を除きます。
 ※ 祝日を除きます。

○ 予約方法

電話で予約を受け付けています。

☎052-559-2111

(準備ができるまでの間、電話予約は日本語のみの対応になります。)
 予約するときに下に書いてあることを伝えてください。

- 希望日時 ●名前 ●連絡先 ●国籍 ●在留資格
- 在留期間 ●在留カード番号 ●通訳が必要かどうか
- 通訳が必要な場合はその言葉 ●相談したい内容

※ 匿名での相談も対応します。

FRESCヘルプデスク(2020年9月1日開設)

新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための電話相談窓口が開設されました。

- ・日本語、ベトナム語、中国語、英語 など18言語で対応しています。
- ・月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)
- ・(フリーダイヤル) 0120-76-2029
 御案内はこちら → <http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



10. その他参考事項(P28~33)

相談員の方からの問い合わせ先

名古屋出入国在留管理局 在留支援担当

TEL052-559-2151 (直通・地方公共団体相談窓口用)

お問い合わせをいただく場合は、最適な情報を提供できるよう相談者の

- ・在留資格
- ・在留期間
- ・在留期限
- ・在留状況 (難民申請中, 非正規在留中など)

などの詳しい情報を聞き取った上で連絡いただくようお願いいたします。

(相談者を特定する情報は必要ありません。)

10. その他参考事項(P29~34)

出入国在留管理庁のホームページ①

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス関連情報は、出入国在留管理庁のウェブサイトに掲載しています。取扱いに変更等がある場合は、随時更新されますので、以下のリンクから最新情報を確認してください。

出入国在留管理庁の新型コロナウイルス感染症に関する情報ページ（総合ページ）

http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html



上陸拒否に関する情報

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html



帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html



EPA看護師・介護福祉士候補者等で在留している帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005565.pdf>



ワーキング・ホリデーで在留していた帰国困難者に対する在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005530.pdf>



在外公館における再入国許可の延長手続について

https://www.mofa.go.jp/mofai/toko/page24_000076.html



再入国許可の有効期間内に日本への再入国ができず、一度在留が途切れた期間がある方からの永住許可申請に係る取扱いについて <http://www.moj.go.jp/isa/content/930006016.pdf>



10. その他参考事項(P29~34)

出入国在留管理庁のホームページ②

解雇・雇い止め等となった方に係る取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00156.html



実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri14_00008.html



雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方について

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005727.pdf>



健康保険等に関する厚生労働省からのお知らせ

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005379.pdf>



留学生及び日本語教育機関に係る取扱い

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html



その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い在留資格に係る活動を行うことができない場合における在留資格取消手続の「正当な理由」について（翻訳版あり：英語，中国（簡・繁），韓国語，インドネシア語，ベトナム語，タガログ語，ポルトガル語，ネパール語） <http://www.moj.go.jp/isa/content/930005545.pdf>



10. その他参考事項(P29~34)

上陸拒否の対象地域リスト

次ページ
に続きます

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年4月3日までに指定された国・地域 (64か国・地域)	インドネシア, シンガポール, タイ, 韓国, 台湾, 中国(香港及びマカオを含む。), フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア	オーストラリア, ニュージーランド	カナダ, 米国	エクアドル, チリ, ドミニカ国, パナマ, ブラジル, ボリビア ——で消しているのは、上陸拒否が解除された国・地域です。 なお、タイは令和3年5月21日に改めて指定されています。	アイスランド, アイルランド, アルバニア, アルメニア, アンドラ, イタリア, 英国, エストニア, オーストリア, オランダ, 北マケドニア, キプロス, ギリシャ, クロアチア, コソボ, サンマリノ, スイス, スウェーデン, スペイン, スロバキア, スロベニア, セルビア, チェコ, デンマーク, ドイツ, ノルウェー, パチカン, ハンガリー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ベルギー, ポーランド, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ポルトガル, マルタ, モナコ, モルドバ, モンテネグロ, ラトビア, リトアニア, リヒテンシュタイン, ルーマニア, ルクセンブルク	イスラエル, イラン, トルコ, バーレーン	エジプト, コートジボワール, コンゴ民主共和国, モーリシャス, モロッコ
令和2年4月29日から追加 (14か国)				アンティグア・バーブーダ, セントクリストファー・ネイビス, ドミニカ共和国, バルバドス, ペルー	ウクライナ, ベラルーシ, ロシア	アラブ首長国連邦, オマーン, カタール, クウェート, サウジアラビア	ジブチ
令和2年5月16日から追加 (13か国)	モルディブ			ウルグアイ, コロンビア, パナマ, ホンジュラス, メキシコ	アゼルバイジャン, カザフスタン,		カーボベルデ, ガボン, ギニアビサウ, サントメ・プリンシペ, 赤道ギニア
令和2年5月27日から追加 (11か国)	インド, パキスタン, バングラデシュ			アルゼンチン, エルサルバドル	キルギス, タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ, ギニア, 南アフリカ

10. その他参考事項(P29~34)

上陸拒否の対象地域リスト（つづき）

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
令和2年7月1日から追加(18か国)				ガイアナ, キューバ, グアテマラ, グレナダ, コスタリカ, ジャマイカ, セントビンセント及びグレナディーン諸島, ニカラグア, ハイチ	ジョージア	イラク, レバノン	アルジェリア, エスワティニ, カメルーン, セネガル, 中央アフリカ, モーリタニア
令和2年7月24日から追加(17か国・地域)	ネパール			スリナム, パラグアイ, ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア, コモロ, コンゴ共和国, シエラレオネ, スーダン, ソマリア, ナミビア, ボツワナ, マダガスカル, リビア, リベリア
令和2年8月30日から追加(13か国)	ブータン			トリニダード・トバゴ共和国, ベリーズ			エチオピア, ガンビア, ゼンビア, ジンバブエ, チュニジア, ナイジェリア, マラウイ, 南スーダン, ルワンダ, レソト
令和2年11月1日から追加(2か国)	ミャンマー					ヨルダン	
令和3年5月21日から追加(7か国)	カンボジア, スリランカ, タイ, 東ティモール, モンゴル			セントルシア			セーシェル
令和3年8月26日から追加(1か国)		フィジー共和国					